学校法人加計学園　寄附行為

第　1　章　　総則

（名称）

第　1　条　この法人は、学校法人加計学園と称する。

（事務所の所在地）

第　2　条　この法人は、事業所を岡山県岡山市北区理大町１番１号に置く。

第　2　章　　目的及び事業

（目的）

第　3　条　この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の理念「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し、技術者として社会人として社会に貢献できる人材を養成する」に基づいて、学校教育を行うことを目的とする。

（設置する学校）

第　4　条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1)　岡山理科大学　　大学院

理工学研究科

工学研究科

総合情報研究科

マネジメント研究科

獣医学研究科

理学部

応用数学科

基礎理学科

物理学科

化学科

生物化学科

動物学科

臨床生命科学科

工学部

機械システム工学科

電気電子システム学科

情報工学科

応用化学科

知能機械工学科

建築学科

生命医療工学科

情報理工学部

情報理工学科

総合情報学部

情報科学科

生命科学部

生物科学科
医療技術学科
生物地球学部
生物地球学科
恐竜学科
教育学部
初等教育学科
中等教育学科
経営学部
経営学科
獣医学部
獣医学科
獣医保健看護学科
通信教育部
情報理工学部
情報理工学科
(2) 倉敷芸術科学大学 大学院
芸術研究科
産業科学技術研究科
芸術学部
芸術学科
メディア映像学科
デザイン芸術学科
生命科学部
環境生命科学科
健康科学科
動物生命科学科
生命医科学科
危機管理学部
危機管理学科
(3) 岡山理科大学附属高等学校 全日制課程
普通科
通信制課程
（広域）普通科
(4) 岡山理科大学附属中学校
(5) 岡山理科大学専門学校
工業専門課程
文化・教養専門課程
(6) 玉野総合医療専門学校
医療専門課程

（収益事業）

第 4 条の２ この法人は、その収益を学校の運営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

(1) 保育所（御影インターナショナルこども園）

（総長）
第　５　条　この法人に総長を置く。
２　総長は理事会において選任する。
３　総長は前条の各学校の教学を総括する。
（顧問）
第　６　条　この法人に顧問を置くことができる。
２　顧問は、学識経験者のうちから理事会の意見を聞いて、理事長が委嘱する。
３　顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答える。
４　顧問の任期その他必要な事項は、理事長が定める。

第　３　章　　機関の設置

（役員、評議員及び会計監査人の設置）
第　７　条　この法人に、次の役員を置く。
⑴　理　事　９人以上１３人以内
⑵　監　事　２人
２　この法人に、評議員１０名以上１４名以内を置く。
３　この法人に、会計監査人１名を置く。
４　評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。
（理事選任機関）
第　８　条　この法人の理事選任機関は、理事会とする。
２　理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。
３　監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。
４　理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
５　理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

第　４　章　　理事会及び理事

第　１　節　　理事の選任及び解任等

（理事の選任）
第　９　条　理事は、次の各号に掲げる者とする。
⑴ この法人の設置する学校の学長及び校長のうちから理事会において選任した者２名以上３名以内
⑵ 前号に掲げるもののほか、理事会において選任した者７名以上１０名以内
２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
３　理事選任機関は、理事の総数が９名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。
（理事の資格及び構成）
第　１０　条　理事の選任に当たっては、私立学校法第３１条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。
（理事の任期）
第　１１　条　理事の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任

者の残任期間とすることができる。
２　理事は、再任されることができる。
（理事の解任及び退任）
第１２条　理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
(3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
２　理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
３　前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から２週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から２週間を経過した日から３０日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
４　理事は次の事由によって退任する。
(1) 任期の満了
(2) 辞任
(3) 死亡
（理事に欠員を生じた場合の措置）
第１３条　理事は、第７条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。
２　理事のうち、その定数の５分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

第　２　節　　理事会及び理事の職務等

（理事会の構成）
第１４条　理事会は、全ての理事で組織する。
（理事会の権限）
第１５条　理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
（理事の職務）
第１６条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事のうち１人を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
３　理事（理事長を除く。）のうち１名を代表業務執行理事とすることができ、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。
４　理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち３名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。
５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
６　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
７　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
（代表権の制限）
第１７条　理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
（理事の報告義務）

第 １８ 条　理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、３ヶ月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第　３　節　　理事会の運営

（招集）

第 １９ 条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

４　理事長が、前項の請求があった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

５　理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

６　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

７　前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第 ２０ 条　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

２　前条第２項及び第４項並びに第３０条第２項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（決議）

第 ２１ 条　理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　この寄附行為の変更

(2)　予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(3)　基本財産の処分

(4)　借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5)　残余財産の帰属者の決定

(6)　収益を目的とする事業に関する重要な事項

３　前２項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　私立学校法第１０９条第１項第１号に定める事由による解散

(2)　この法人の合併

４　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

（業務の決定の委任）

第 ２２ 条　法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第２３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
２　議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事２名以上並びに出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第４９条第２項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から１０年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第５章　監事

第１節　選任及び解任等

（監事の選任）
第２４条　監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
３　評議員会は、監事の総数が２名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。
（監事の資格）
第２５条　監事の選任に当たっては、私立学校法第３１条第３項及び第６項並びに第４６条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。
（監事の任期）
第２６条　監事の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
２　監事は、再任されることができる。
（監事の解任及び退任）
第２７条　監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
(3)　監事としてふさわしくない非行があったとき
２　監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から３０日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
３　監事は次の事由によって退任する。
(1)　任期の満了
(2)　辞任
(3)　死亡
（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）
第２８条　理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
２　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
３　監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
４　監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
５　理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。
（監事に欠員が生じた場合の措置）

第２９条　監事は、第７条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。
２　監事のうち、その定数の２分の１を超えるものが欠けたときは、１ヶ月以内に補充しなければならない。

第　２　節　　職務等

（監事の職務）
第３０条　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
⑴　この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
⑵　この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後３ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
⑶　理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
⑷　この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること。
⑸　前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
⑹　前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。
２　前項第５号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。
（常勤監事の選定及び解職）
第３１条　監事のうち１名を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。
（調査権限等）
第３２条　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
２　監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
３　監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
４　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
（理事の行為の差止め）
第３３条　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第　６　章　　評議員会及び評議員

第　１　節　　評議員の選任及び解任等

（評議員の選任）
第３４条　評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

(1)　この法人の職員のうちから選任した者３～４名以内
(2)　この法人の設置する学校を卒業した者で年齢２５年以上のもののうちから選任した者２～３名以内
(3)　学識経験者のうちから選任した者　５～７名以内
２　前項第１号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
３　評議員会は、評議員の総数が１０名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
４　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。
（評議員の資格）
第３５条　評議員の選任に当たっては、私立学校法第３１条第３項及び第６項、第４６条第２項及び第３項並びに第６２条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。
（評議員の任期）
第３６条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
２　評議員は、再任されることができる。
（評議員の解任及び退任）
第３７条　評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。
(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
(3)　評議員としてふさわしくない非行があったとき
２　評議員は次の事由によって退任する。
(1)　任期の満了
(2)　辞任
(3)　死亡
３　評議員は、第７条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第　２　節　　評議員会及び評議員の職務等

（評議員会の構成）
第３８条　評議員会は、全ての評議員で組織する。
（評議員会の職務等）
第３９条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
２　理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
(1)　重要な資産の処分又は譲受け
(2)　多額の借財
(3)　予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
(4)　役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
(5)　収益事業に関する重要事項
(6)　私立学校法第２３条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第１５号までに定める事項を除く

寄附行為の変更

(7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(8) 寄附金品の募集に関する事項

(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3　評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

(1) 私立学校法第２３条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第１５号までに関する寄附行為の変更

(2) 私立学校法第１０９条第１項第１号に定める事由による解散

(3) 合併

（理事の行為の差止めの求め）

第 ４０ 条　評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第３３条の請求を行うことを求めることができる。

2　前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第 ４１ 条　評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第　３　節　　評議員会の運営

（開催）

第 ４２ 条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 ４３ 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

2　評議員の総数の１０分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3　評議員の総数の１０分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の３０日前までにしなければならない。

4　評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項にかかる議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第 ４４ 条　前条第２項の規定による請求があった日から３０日以内の日を評議員会の日とする評議員会

の招集の通知が発せられない場合には、同項の規程による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

２　前項の評議員は、その全員の協議により、前条第４項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

３　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第　４５　条　第３０条第２項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第４３条第４項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

２　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第　４６　条　前３条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第　４７　条　評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第　４８　条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　私立学校法第９２条第１項に規定する決議

３　前２項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

４　評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（議事録）

第　４９　条　評議員の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員２人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

（役員の出席等）

第　５０　条　理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

２　理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第　７　章　　理事会と評議員会の協議

（理事会及び評議員会の協議）

第　５１　条　法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

２　全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

３　評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第　８　章　　会計監査人

第　１　節　　選任及び解任等

（会計監査人の選任）

第　５２　条　会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第　５３　条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（会計監査人の解任）

第　５４　条　会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)　会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

２　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

（会計監査人の選任及び解任等に関する手続）

第　５５　条　評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

２　前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

３　会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

４　会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

５　理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第　５６　条　会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第　２　節　　選任及び解任等

（会計監査人の職務等）

第　５７　条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1)　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2)　前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

(3)　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4)　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

３　会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第　９　章　　予算及び事業計画等

（会計年度）

第　５８　条　この法人の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第　５９　条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

２　この法人の事業に関する中期的な計画は、５年以上１０年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

（役員及び評議員の報酬）

第　６０　条　役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（責任の免除）

第　６１　条　役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第９２条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

２　理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

３　第１項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第９２条第２項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には１ヶ月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

４　評議員の総数の１０分の１以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第１項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

５　第１項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第　６２　条　理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円と私立学校法第９２条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第　１０　章　　資産及び会計

（資産）

第　６３　条　　この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第６４条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。
２　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
３　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
４　収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
５　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。
（基本財産の処分の制限）
第６５条　基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。
（積立金の保管）
第６６条　基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。
（経費の支弁）
第６７条　この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。
（会計）
第６８条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。
２　この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。
（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
第６９条　予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。
（事業報告及び決算）
第７０条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第５号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　計算書類
(4)　計算書類の附属明細書
(5)　財産目録
２　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、及び第５号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。
３　収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。
（財産目録等の備置き及び閲覧等）
第７１条　この法人は、毎会計年度終了後３ヶ月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第３項及び第７７条第２号において同じ。）を作成しなければならない。
２　この法人は、前条第１項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当

な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

（資産総額の変更登記）

第７２条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後３ヶ月以内に登記しなければならない。

第１１章　寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第７３条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第２３条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第１５号に定める事項を除く寄附行為の変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第１２章　解散及び合併

（解散）

第７４条　この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1)　理事会の決議及び評議員会の決議による決定

(2)　この法人の目的たる事業の成功の不能

(3)　合併

(4)　破産手続開始の決定

(5)　文部科学大臣の解散命令

2　前項第１号又は第２号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第７５条　この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第７６条　この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第１３章　補則

（情報の公表）

第７７条　この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1)　寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容

(2)　計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したときこれらの書類の内容

（公告の方法）
第 ７８ 条　この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。
（施行細則）
第 ７９ 条　この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附　　則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理　事	加　計	勉
理　事	長　尾	清一郎
理　事	日　下	孝　二
理　事	神　崎	栄一郎
理　事	土　井	悟
理　事	杉　本	康　道
監　事	米　田	博
監　事	木　村	明

附　　則

この寄附行為は昭和３６年９月２０日から施行する。

附　　則

この寄附行為は昭和３９年１月２５日から施行する。

附　　則

この寄附行為は昭和４４年２月１０日から施行する。

附　　則

この寄附行為は昭和４９年３月２８日から施行する。

附　　則

この寄附行為は昭和５０年４月１４日から施行する。

附　　則

この寄附行為は昭和５１年４月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は昭和５１年５月２５日から施行する。

附　　則

この寄附行為は昭和５３年７月１８日から施行する。

附　　則

この寄附行為は昭和５５年７月３０日から施行する。

附　　則

この寄附行為は昭和６０年１２月２５日から施行する。

附　　則

この寄附行為は昭和６１年３月２８日から施行する。

附　　則

この寄附行為は昭和６２年１２月１４日から施行する。

附　　則

この寄附行為は昭和６２年１２月２３日から施行する。

附　　則

この寄附行為は平成２年３月１９日から施行する。

附　　則

この寄附行為は平成３年１２月２０日から施行する。

附　　則

（施行期日）

平成４年１月７日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成４年４月１日から施行する。

（岡山理科大学附属高等学校の全日制課程電子科の存続に関する経過措置）

岡山理科大学附属高等学校の全日制課程電子科は、改正後の寄附行為第４条第２号の規定にかかわらず平成４年３月３１日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成６年１２月２１日）から施行する。

ただし、現役員及び認可後就任した役員の任期は、改正後の寄附行為第１３条第１項（第１０条第１項第１号に規定する理事を除く）の規定にかかわらず、平成８年５月３１日までとする。また現評議員及び認可後就任した評議員の任期（第２０条第１項第１号の評議員を除く）は、平成７年５月３１日までとする。

附　　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成８年１２月１９日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成９年１２月１９日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成１０年５月１３日）から施行する。

ただし、現評議員及び認可後就任した評議員の任期（第２０条第１項第１号の評議員を除く）は、平成１０年５月３１日までとする。

附　　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成１０年８月１４日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成１０年１２月２２日）から施行する。

附　　則

（施行期日）

平成１１年１０月７日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成１２年４月１日から施行する。

（倉敷芸術科学大学の教養学部の存続に関する経過措置）

倉敷芸術科学大学の教養学部は改正後の寄附行為第４条第２号の規定にかかわらず平成１２年３月３１日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附　　則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成１１年１２月２２日）から施行する。

附　　則

（施行期日）

平成１１年１２月２８日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成１２年４月１日から施行する。

附　　則

（施行期日）

平成１２年６月９日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成１３年４月１日から施行する。

（岡山理科大学 総合情報学部 数理情報学科及び倉敷芸術科学大学 産業科学技術学部 機能物質化学科の存続に関する経過措置）

岡山理科大学 総合情報学部 数理情報学科及び倉敷芸術科学大学 産業科学技術学部 機能物質化学科は、改正後の寄附行為第４条第１号及び第２号の規定に関わらず平成１３年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附　　則

（施行期日）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成１２年７月２１日）から施行する。

附　　則

（施行期日）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成１２年１２月２１日）から施行する。

附　　則

（施行期日）

平成１２年１２月２１日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成１３年４月１日から施行する。

附　　則

平成１２年１２月２１日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成１３年４月１日から施行する。

（岡山理科大学　工学部　機械工学科の存続に関する経過措置）

岡山理科大学　工学部　機械工学科は、改正後の寄附行為第４条第１号の規定にかかわらず平成１３年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附　　則

（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成１３年９月１４日）から施行する。

附　　則

平成１３年９月２８日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成１４年４月１日から施行する。

（岡山理科大学　総合情報学部　シミュレーション物理学科の存続に関する経過措置）

岡山理科大学　総合情報学部　シミュレーション物理学科は、改正後の寄附行為第４条第１号の規定にかかわらず平成１４年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成１３年12月２０日）から施行する。

附　　則

（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成１４年１月３０日）から施行する。

附　　則

（施行期日）

平成１４年６月３日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成１５年４月１日から施行する。

（倉敷芸術科学大学　産業科学技術学部　ソフトウエア学科の存続に関する経過措置）

倉敷芸術科学大学　産業科学技術学部　ソフトウエア学科は、改正後の寄附行為第４条第２号の規定にかかわらず平成１５年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成１４年１２月１９日）から施行する。

附　　則

（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成１５年２月１０日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成１５年１１月２７日）から施行する。

附　　則

平成１６年３月２日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成１６年４月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成１６年３月３日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成１６年４月１日から施行する。

（倉敷芸術科学大学　芸術学部　工芸学科の存続に関する経過措置）

倉敷芸術科学大学　芸術学部　工芸学科は、改正後の寄附行為第４条第２号の規定にかかわらず平成１６年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則

この寄附行為は、平成１７年４月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成１７年６月６日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成１８年４月１日から施行する。

（岡山理科大学　工学部　応用化学科の存続に関する経過措置）

岡山理科大学　工学部　応用化学科は、改正後の寄附行為第４条第１号の規定にかかわらず平成１８年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成１８年５月２３日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成１９年４月１日から施行する。

（岡山理科大学　工学部　電子工学科の存続に関する経過措置）

岡山理科大学　工学部　電子工学科は、改正後の寄附行為第４条第１号の規定にかかわらず平成１９年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成１９年１２月３日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２０年１月８日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成２０年４月１日から施行する。

（倉敷芸術科学大学　芸術学部　映像・デザイン学科、産業科学技術学部　コンピュータ情報学科及び産業科学技術学部　起業学科の存続に関する経過措置）

倉敷芸術科学大学　芸術学部　映像・デザイン学科、産業科学技術学部　コンピュータ情報学科及び産業科学技術学部　起業学科は、改正後の寄附行為第４条第２号の規定にかかわらず平成２０年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則

この寄附行為は、平成２１年４月１日から施行する。

（倉敷芸術科学大学　産業科学技術学部コンピュータ情報学科（通信教育課程）の存続に関する経過措置）

倉敷芸術科学大学　産業科学技術学部コンピュータ情報学科（通信教育課程）は、改正後の寄附行為第４条第２号の規定にかかわらず平成２１年３月３１日に当該学科に在学する者及び当該学科に平成２２年度までに編入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則

この寄附行為は、平成２２年４月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成２３年４月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成２４年４月１日から施行する。

（千葉科学大学　大学院　薬科学研究科の存続に関する経過措置）

千葉科学大学　大学院　薬科学研究科は、改正後の寄附行為第４条第３号の規定にかかわらず平成２４年３月３１日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則

この寄附行為は、平成２５年４月１日から施行する。

（千葉科学大学　危機管理学部　航空・輸送安全学科の存続に関する経過措置）

千葉科学大学　危機管理学部　航空・輸送安全学科は、改正後の寄附行為第４条第３号の規定にかかわらず平成２５年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則

平成２５年３月４日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成２５年４月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成２５年５月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２５年５月２８日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成２５年１１月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２５年１２月１８日）から施行する。

附　　則

平成２６年３月５日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成２６年４月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成２６年４月１日から施行する。

（倉敷芸術科学大学　芸術学部　デザイン学科、生命科学部　生命動物科学科の存続に関する経過措置）

倉敷芸術科学大学　芸術学部　デザイン学科、生命科学部　生命動物科学科は、改正後の寄附行為第４条第２号の規定にかかわらず平成２６年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則

この寄附行為は、平成２６年４月１日から施行する。

附　　則

平成２６年３月２７日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成２６年４月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２６年１０月１６日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成２７年４月１日から施行する。

（岡山理科大学　工学部　生体医工学科の存続に関する経過措置）

岡山理科大学　工学部　生体医工学科は、改正後の寄附行為第４条第１号の規定にかかわらず平成２７年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則

この寄附行為は、平成２７年５月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２７年８月３１日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成２８年４月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成２９年４月１日から施行する。

（千葉科学大学　危機管理学部　工学技術危機管理学科の存続に関する経過措置）

千葉科学大学　危機管理学部　工学技術危機管理学科は、改正後の寄附行為第４条第３号の規定にかかわらず平成２９年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２９年４月１７日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成２９年５月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２９年８月２９日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２９年１１月１４日）から施行する。

附　　則

平成３０年３月２３日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成３０年４月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成３０年４月１日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成３１年４月１日から施行する。

（千葉科学大学　危機管理学部　危機管理システム学科及び危機管理学部　医療危機管理学科の存続に関する経過措置）

千葉科学大学　危機管理学部　危機管理システム学科及び危機管理学部　医療危機管理学科は、改正後の寄附行為第４条第３号の規定にかかわらず平成３１年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則（令和元年１２月２４日　第１１回理事会）

令和２年２月２７日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和２年４月１日から施行する。

附　　則（令和３年３月２４日　第１３回理事会）

この寄附行為は、令和３年４月１日から施行する。

附　　則（令和３年７月２７日　第５回理事会）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和３年１２月１５日）から施行する。

附　　則（令和３年１１月３０日　第９回理事会）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和４年３月３０日）から施行する。

附　　則（令和３年１１月３０日　第９回理事会）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和５年１月１０日）から施行する。

附　　則（令和４年３月２９日　第１３回理事会）

この寄附行為は、令和４年４月１日から施行する。

（岡山理科大学　理学部　応用物理学科、工学部　バイオ・応用化学科の存続に関する経過措置）

岡山理科大学　理学部　応用物理学科、工学部　バイオ・応用化学科は、改正後の寄附行為第４条第１号の規定にかかわらず令和４年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則（令和４年７月２６日　第５回理事会）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和５年２月２日）から施行する。

附　　則（令和５年２月２１日　第１２回理事会）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和５年９月４日）から施行する。

附　　則（令和５年３月２４日　第１３回理事会）

この寄附行為は、令和５年４月１日から施行する。

附　　則（令和５年９月２６日　第６回理事会）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和５年１２月２５日）から施行する。

附　　則（令和６年３月２３日　第１３回理事会）

この寄附行為は、令和６年４月１日から施行する。

附　　則（令和６年５月２７日　第２回理事会）

この寄附行為は、令和６年６月１日から施行する。

附　　則（令和６年２月２７日　第１１回理事会）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和６年８月２９日）から施行する。

附　　則（令和６年２月２７日　第１１回理事会）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和６年１０月３１日）から施行する。

附　　則（令和６年１１月２２日　第１０回理事会）

令和７年２月２７日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和７年４月１日から施行する。

ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和７年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

２　この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和７年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

３　この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和７年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和７年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

附　　則（令和７年３月２１日　第１５回理事会）

この寄附行為は、令和７年４月１日から施行する。

（倉敷芸術科学大学生命科学部生命科学科の存続に関する経過措置）

倉敷芸術科学大学生命科学部生命科学科は、改正後の寄附行為第４条の規定にかかわらず令和７年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　　則（令和７年２月２５日　第１３回理事会）

令和７年８月２９日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和８年４月１日から施行する。

附　　則（令和７年７月２９日 第４回理事会）

令和８年２月５日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和８年４月１日から施行する。

附　　則（令和７年１２月１９日 第８回理事会）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和８年３月３１日）から施行する。

附　　則（令和８年６月１２日 第３回理事会）

この寄附行為は、令和８年７月１日から施行する。